

勝浦町の農地の別段面積取扱基準

勝浦町農業委員会

(趣旨)

第1条 この基準は、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地が増加する中で、農業者の確保及び遊休農地の解消・発生防止を促し、農地の保全及び有効活用を図るため、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項5号の規定に基づく別段の面積の設定の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準におけるこの定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「農地」とは、農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 「別段面積」とは、農地法第3条第2項第5号の規定により勝浦町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 「総会」とは、農業委員会が開催する定例会又は臨時の総会をいう。
- (4) 「遊休農地」とは、農地法第32条第1号各号に掲げる農地をいう。（将来的にも農地として使用しないと思われる土地又は周辺の農地に比べて農業をする割合が低いと考えられる土地をいう。）

(別段面積)

第3条 別段面積は、次のとおりとする。

1 農業法施行規則第17条第1項による区域

区 域	下限面積
町内全域	40 アール

2 農地法施行規則第17条第2項による区域（筆指定）

区 域	下限面積
次の要件全てに該当し農業委員会が指定した農地	0.01 アール (1 m ²)
(1) 譲受人名義または譲受人名義となることが確実な土地に隣接またはそれに準ずる農地	
(2) 遊休農地若しくは遊休化の恐れのある農地	
(3) 集団的な農地利用に支障のない農地	

(適用条件)

第4条 前条第2項に掲げる別段面積を適用するときは、次の各号に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 譲受人は勝浦町在住者または在住予定者であること。
- (2) 譲受人名義または譲受人名義となることが確実な土地については、次のいずれかに該当すること。
 - ア 居住または居住を予定する宅地。
 - イ 譲受人が耕作する農地。
- (3) 申請者は農業委員会へ農地法施行規則第 17 条第 2 項の別段面積の適用申請書(様式第 1 号)を提出し、指定を受けること。
- (4) 対象農地は 1 筆ごとを単位とし、維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがあること。
- (5) 投機目的の農地取得を防ぐため、農地の権利を取得しようとする者は、権利取得した日から起算して 3 年以上その農地を耕作すること。

(指定の解除)

第 5 条 農業委員会は、次の各号に該当するときは、その指定を解除するものとする。

- (1) 申請者から指定の取り消し申し出があったとき。
- (2) 所有権等の権利に移動があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないとき。

(指定及び指定解除の方法)

第 6 条 農業委員会が、別段面積が適用される農地を指定し、またはその指定を解除しようとするときは、総会の決定を経るものとする。

(告示)

第 7 条 農業委員会は、別段面積が適用される農地を指定したときは、またその指定を解除したときは、速やかに告示するものとする。

(許可後の調査及び指導)

第 8 条 農業委員会は、この基準に従い許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

2 農業委員会は、この基準に従い権利を取得した農地を、適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

(その他)

第 9 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年7月26日から施行する。